

沖縄県環境保全功労者表彰実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、環境保全に関し、公害防止対策、赤土等流出防止対策、自然保護、廃棄物・リサイクル対策、環境教育及び地球温暖化対策等の分野において特に顕著な功績のあった者（団体を含む。以下同じ。）を表彰し、もって環境保全の推進に資することを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 表彰の対象は、次の各号の一に該当して特に顕著な実績がある者とする。

- (1) 多年、環境保全に関し普及啓発活動を行った者。
- (2) 環境保全に関する学術研究に従事し、又は研究開発を行った者。
- (3) 多年、環境保全行政の推進に協力した者。
- (4) 多年、地域の環境美化に関する奉仕活動に努め、その実績が顕著な者。
- (5) 環境保全行政に従事していた者であって、その推進に尽力した者。

(表彰の方法)

第3条 表彰は、知事が行う。

- 2 表彰は、表彰状（第1号様式）を授与して行う。
- 3 前号の表彰状には、記念品を添えることができる。

(表彰の時期)

第4条 表彰は、原則として環境月間に行うものとする。ただし、特別の理由があるときは、知事が別に定める日に行うことができる。

(被表彰者の推薦)

第5条 市町村長等は、別紙推薦基準に基づき表彰するにふさわしい者があると認めるときは、これを知事に推薦することができる。なお、複数推薦の場合は、推薦順位を付すものとする。

2 前項の規定により推薦する場合は、次の各号に掲げる書類を沖縄県環境部長に提出するものとする。

- (1) 推薦調書 1部
 - ア 個人（第2号様式）
 - イ 団体（第3号様式）
- (2) 履歴書（第4号様式） 1部
- (3) その他参考資料 1部
 - ア 選考に際し参考となる書類
 - イ 団体にあつては、定款又は寄附行為並びにその事業の沿革及び概要を表す書類

(審査会の設置及び被表彰者の決定)

第6条 被表彰者は、別表に定める委員長及び委員で構成する審査会の審査を経て知事が決定する。

附 則

この要綱は、平成4年3月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年7月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年10月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年3月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年9月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月7日から施行する。

推 薦 基 準

- 1 表彰の対象となる活動（以下「対象活動」という。）は、沖縄県環境保全功労者表彰実施要綱第2条に掲げる者であって、対象活動が他の模範となり、推奨できるものであること。
- 2 対象活動を行った期間が次に掲げる期間以上であること。
 - (1) 個人にあっては、概ね8年以上。ただし、沖縄県環境保全功労者表彰実施要綱第2条第5号に該当するものは通算10年以上。
 - (2) 団体にあっては、概ね5年以上。
 - (3) 団体の連合体である団体にあっては、構成員である団体が当該連合体の設置以前に行った活動期間を通算して概ね5年以上。
- 3 個人にあっては、当該年4月1日現在の年齢が満50歳以上であること。
- 4 同一の功績について、叙勲・褒章を受賞した者、環境大臣（環境庁長官を含む）又は厚生労働大臣（厚生大臣を含む）若しくは県知事の表彰等を受けた者は、この表彰の対象としない。

別表（第6条関係）

審査会	
委員長	環境部長
委員	環境企画統括監
〃	環境政策課長
〃	環境保全課長
〃	環境整備課長
〃	自然保護・緑化推進課長